

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2024 年 4 月 1 日

株式会社ニレコ

2024年4月1日

吸収合併に係る事後開示書面

東京都八王子市石川町 2951 番地 4
株式会社ニレコ
代表取締役社長 中杉 真一

当社は、2023年12月25日付で株式会社ニレコおよびミヨタ精密株式会社との間で締結した合併契約に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ミヨタ精密株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下総称して「本合併」といいます。）を行いました。本合併に関し、会社法第801条第1項及び同法施行規則第200条に定める事項は、以下のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）
2024年4月1日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過、同法第785条および第787条の規定ならびに同法第789条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第200条第2号）
 - (1) 吸収合併をやめることの請求
ミヨタ精密株式会社が発行する全株式を当社が保有しているため、本合併に関し、会社法第784条の2の規定に基づく株主からの本合併をやめることの請求について、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求
ミヨタ精密株式会社は当社の完全子会社であったため、会社法第785条第1項の規定に基づく反対株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。
 - (3) 新株予約権買取請求
ミヨタ精密株式会社は、新株予約権および新株予約権付社債を発行していなかったため、本合併に関し、会社法第787条の規定に基づく新株予約権者からの新株予約権買取請求について、該当事項はありません。
 - (4) 債権者からの異議
ミヨタ精密株式会社は、会社法第789条の規定に基づき、2024年2月15日付の官報に合併公告を掲載するとともに、同日から2024年3月15日までの期間電子公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過、同法第 797 条および第 799 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）
 - (1) 吸収合併をやめることの請求
本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、同法第 796 条の 2 の規定による本合併をやめることの請求はできません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求
本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、同法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求をすることはできません。
 - (3) 債権者の異議
当社は、会社法第 789 条の規定に基づき、2024 年 2 月 15 日付の官報に合併公告を掲載するとともに、同日から 2024 年 3 月 15 日までの期間電子公告を行いました。が、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）
当社は、ミヨタ精密株式会社の資産・負債およびその他の権利義務の一切を承継しました。
5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面または電磁的記録に記載または記録がされた事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）
別紙のとおりです。
6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）
本合併の効力発生日である 2024 年 4 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。
7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）
当社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、本合併に係る吸収合併契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ずに本合併を行いました。なお、同法第 796 条第 3 項の規定に基づき、当社の株主 1 名（保有株式のうち反対通知に係る株式数 48,800 株）より当社に対して本合併に反対する旨の通知がありました。

別添

会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面または電磁的記録に記載または記録がされた事項

吸収合併に係る事前開示書面
(吸収合併に係る事前備置書面)

2024年2月15日

株式会社ニレコ
ミヨタ精密株式会社

吸収合併に係る事前開示書面

2024年2月15日

東京都八王子市石川町2951番地4
株式会社ニレコ
代表取締役社長 中杉 真一

神奈川県相模原市緑区下九沢1675番地2
ミヨタ精密株式会社
代表取締役社長 浅川 直仁

株式会社ニレコによるミヨタ精密株式会社の吸収合併に係る事前開示
(吸収合併存続会社：会社法794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)
(吸収合併消滅会社：会社法782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

株式会社ニレコ（以下「吸収合併存続会社」といいます）は2023年12月25日の取締役会において、ミヨタ精密株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます）は2023年12月25日の取締役会において、2024年4月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます）を実施することを承認し、吸収合併契約を締結いたしました。よって、ここに本合併に係る事前開示をいたします。

記

1. 吸収合併契約の内容

2023年12月25日付で吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社で締結した吸収合併契約書は別紙1をご参照ください。

2. 合併対価の相当性に関する事項

吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社は、完全親子会社の関係にあることから、本合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類に関する事項

【吸収合併存続会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

【吸収合併消滅会社】

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2をご参照ください。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、吸収合併存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。従いまして、本合併後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはありと判断しております。

7. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容をただちに開示いたします。

以 上

合併契約書

株式会社ニレコ（以下、「甲」という。）およびミヨタ精密株式会社（以下、「乙」という。）は、両社の合併に関し、以下のとおり合併契約を締結し、本契約書（以下「本契約書」という。）を取り交わす。

（合併の方法）

第1条 甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下、「本合併」という。）する。

- 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで合併する。

（当事者の商号および住所）

第2条 合併当事会社の商号および本店住所は、以下のとおりである。

吸収合併存続会社：（商号）株式会社ニレコ

（住所）東京都八王子市石川町 2951 番地 4

吸収合併消滅会社：（商号）ミヨタ精密株式会社

（住所）神奈川県相模原市緑区下九沢 1675 番地 2

（効力発生日）

第3条 本合併がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2024年4月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえ、会社法の規定にしたがい、これを変更することができる。

（株式等の割当て）

第4条 甲は、乙の発行済株式の全部を所有しているため、合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

（資本金及び準備金の額）

第5条 甲は合併によりその資本金の額及び準備金の額を増加しないものとする。

（権利義務の承継）

第6条 甲は、効力発生日において、乙の資産負債およびこれらに付随する一切の権利義務を承継する。乙は、2024年3月31日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算書を基礎とし、一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。

(善管注意義務)

第7条 甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各業務を遂行し、かつ、一切の財産の管理を行う。

2. 本合併に重大な影響を及ぼす事項を行うときは、別途甲乙協議のうえ、相手方の同意を得て行うこととする。

(従業員の雇用)

第8条 甲は、効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として雇用する。

(解散費用)

第9条 効力発生日以降において、乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

(本契約の解除等)

第10条 本契約締結後効力発生日に至るまでの間に、天災地変等の不可抗力その他の事由より、甲または乙の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合または隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議のうえ、本契約の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(誠実協議)

第11条 本契約に規定のない事項又は本契約書の解釈に疑義が生じた事項については、甲および乙が誠意をもって協議のうえ解決する。

本契約の成立した証として、本契約書を1通作成し、甲乙それぞれ署名捺印のうえ、原本を甲が、写しを乙が保有する。

2023年12月25日

甲：東京都八王子市石川町2951番地4

株式会社ニレコ

代表取締役社長 中杉 真一



乙：神奈川県相模原市緑区下九沢1675番地2

ミヨタ精密株式会社

代表取締役社長 浅川 直仁



第63期 決算報告書

自 2022年 4月 1日

至 2023年 3月 31日

神奈川県相模原市緑区下九沢1675番地2

ミヨタ精密株式会社

事業報告

2022年は、オミクロン株によるコロナ感染拡大、ロシアのウクライナ侵攻、国際商品相場の高騰、上海ロックダウン、欧米のインフレ加速と景気悪化などにより、想定外の展開となった。日本経済に焦点を絞ると、年初から春先までは「まん延防止等重点措置」で欧米に比べ脱コロナ／ウイズコロナで出遅れ、対ロシア制裁の影響による物価上昇が個人消費の回復を遅らせた。その間、設備投資が堅調拡大を維持し景気を下支えした。

夏場のコロナ感染拡大が収束した後はウイズコロナに移行、政府の支援策もあり個人消費は持ち直すも、年末にかけては海外景気の悪化を受けてモノの輸出が減少。中国のゼロコロナ政策も混乱要因となった。

2023年は、物価上昇と海外景気悪化という強い逆風に、コロナ感染再拡大や日銀の不透明な金融政策という懸念材料が加わる中で、景気腰折れを回避し経済活動の正常化と安定成長によるデフレからの完全脱却に挑戦する年となる。と、大手商社の経済清報紙では記しているが、当社に於いて、63期部品の入手難の影響は未だ続いており、膨大な仕掛品を生んでいます。これは、発注点管理の問題と捉えています。

数値的には、決議事項で詳細はご報告致しますが、前々期62期の10億円越えの受注に対して、64期5月時点で62期分で1億円が受注残、63期を含めると、4億7千万円の受注残となった。しかし、前期比約15%の改善となりました。

売上は、前期比約110%となりましたので、サプライチェーン問題も改善傾向にあると思いますが、62期期末仕掛品棚卸高が、約8千4百万円増加で63期に突入している。63期末仕掛品棚卸高は約1千万円の増加に留めたが、64期仕掛品の増加防止、削減対策は必須となる。

新たな取り組みとして、63期末ニレコへの価格改定を申し込み、5月ニレコ発注分から適応頂きました。更に、労務単価の見直しも継続していく。

貸借対照表

(2023年 3月 31日現在)

(単位:円)

資産の部		負債の部	
流動資産	(524,443,970)	流動負債	(121,021,835)
現金預金	212,618,146	支払手形	11,059,715
電子記録債権	252,560	電子記録債務	35,772,985
売掛金	68,994,876	買掛金	43,216,632
仕掛品	158,675,672	未払金	14,823,931
材料	77,962,351	未払費用	6,046,020
前払費用	6,248,050	未払消費税	8,697,000
未収収益	846	預り金	1,055,052
未収入金	669	未払法人税等	350,500
未収還付法人税等	250,800		
貸倒引当金	△ 560,000		
		固定負債	(55,187,593)
		長期未払金	8,800,000
		退職給付引当金	42,397,593
		役員退職引当金	3,990,000
固定資産	(44,487,028)	負債合計	176,209,428
有形固定資産	(37,280,056)		
建物	7,052,926		
構築物	195,393		
機械装置	4,792,404		
車両運搬具	149,220		
工具器具備品	288,863		
土地	24,801,250		
無形固定資産	(1,807,572)		
電話加入権	842,000		
ソフトウェア	965,572		
投資その他の資産	(5,399,400)		
敷金保証金	163,400		
長期前払費用	5,236,000		
		株主資本	(392,721,570)
		資本金	88,000,000
		資本剰余金	(83,872,000)
		資本準備金	83,872,000
		利益剰余金	(220,849,570)
		利益準備金	11,000,000
		その他利益剰余金	(209,849,570)
		別途積立金	227,500,000
		繰越利益剰余金	△ 17,650,430
		純資産合計	392,721,570
資産合計	568,930,998	負債・純資産合計	568,930,998

損益計算書

〔 自 2022年 4月 1日
至 2023年 3月 31日 〕

(単位:円)

売 上 高	734,662,138
売 上 原 価	716,699,136
売 上 総 利 益	<u>17,963,002</u>
販売費及び一般管理費	37,279,210
営 業 利 益	<u>△ 19,316,208</u>
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	4,068
貸倒引当金戻入額	10,000
そ の 他	3,373,690
	<u>3,387,758</u>
営 業 外 費 用	
そ の 他	60,000
経 常 利 益	<u>△ 15,988,450</u>
特 別 損 失	
固定資産除却損	1
税引前当期純利益	<u>△ 15,988,451</u>
法人税、住民税及び事業税	826,500
当 期 純 利 益	<u><u>△ 16,814,951</u></u>

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

	株主資本										純資産合計
	資本金		資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計		
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計	純資産合計	
					特別償却準備金	別途積立金					
2022年4月1日残高	88,000,000	83,872,000	83,872,000	11,000,000	227,500,000	△ 835,479	237,664,521	409,536,521	409,536,521		
会計期間中の変動額											
新株の発行											
特別償却準備金の積立											
特別償却準備金の取崩								0	0		
任意積立金の積立											
任意積立金の取崩											
剰余金の配当								0	0		
利益処分による役員賞与								0	0		
純損失						△ 16,814,951	△ 16,814,951	△ 16,814,951	△ 16,814,951		
自己株式の処分											
株主資本以外の項目の 会計期間中の変動									0		
会計期間中の変動額 (純額)合計	0	0	0	0	0	△ 16,814,951	△ 16,814,951	△ 16,814,951	△ 16,814,951		
2023年3月31日残高	88,000,000	83,872,000	83,872,000	11,000,000	227,500,000	△ 17,650,430	220,849,570	392,721,570	392,721,570		

注記

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 仕掛品 個別法による原価法
- 材料 先入先出法による原価法
- 有価証券 時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法
評価差額は全部純資産直入法によります。

(2) 固定資産の減価償却方法

- 有形固定資産 定率法とする。耐用年数及び残存価額については、主に法人税法に規定する方法と同一の基準によります。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(付属設備を除く)については定額法を採用しております。なお、機械装置の耐用年数については、平成20年4月の法人税法の改正を契機として見直しを行い、7年に変更しております。

- 無形固定資産 定額法とする。ソフトウェア(自社利用)の減価償却方法は、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法です。

(3) 引当金の計上基準

- 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、法人税法の法定繰入率を用いて算定した繰入限度相当額を計上しております。

- 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理することとしております。

- 役員退職引当金 役員の退職金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められる物以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じております。

(5) 消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 親会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	65,255,468 円
短期金銭債務	- 円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	204,534,565 円
--------------------	---------------

3. 損益計算書に関する注記

(1) 親会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	698,160,765 円
仕入高	42,770 円

営業取引以外の取引高

経費	33,018,000 円
その他収入	7,800,000 円

(2) 1株当たり当期純利益	△ 108.25 円
----------------	------------

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済み株式総数	155,328 株
--------------------	-----------

監査報告書

監査役は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2023年4月27日

ミヨタ精密株式会社

監査役 長野光輝

